

## 貸金業の登録をしたい

事業名	貸金業登録業務												
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>												
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他												
事業要旨	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。												
事業概要	<p><b>【対象者】</b>  貸金業を営もうとする方は、貸金業法に基づく登録を受けることが必要です。また、3年ごとに更新する必要があります。  心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者、貸金業の登録取消後5年を経過しない方等は、登録を受けられません。</p> <p><b>【登録する行政庁】</b>  営業所又は事務所が茨城県内のみにある場合は、茨城県知事の登録となります。  営業所又は事務所が2つ以上の都道府県の区域にある場合には、国の財務局長の登録となります。</p> <p><b>【審査】</b>  登録を受けるためには、法令で定める様式による申請書に、法令で定める書類の添付が必要です。  申請書が提出され、書類に不備等がなければ、申請書受理後2ヶ月程度で登録となります。</p> <p><b>【申請手続き等の内容】</b>  貸金業については、登録をはじめ次の手続きが必要となります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 貸金業の登録</td> <td>[貸金業法第3条第1項]</td> </tr> <tr> <td>(2) 貸金業の登録の更新</td> <td>[貸金業法第3条第2項]</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸金業者の変更の届出</td> <td>[貸金業法第8条第1項]</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸金業者の廃業等の届出</td> <td>[貸金業法第10条第1項]</td> </tr> <tr> <td>(5) 貸金業者の事業報告書の提出</td> <td>[貸金業法第24条の6の9]</td> </tr> <tr> <td>(6) 貸金業者の業務報告書の提出</td> <td>[貸金業法第24条の6の10]</td> </tr> </table> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>○茨城県知事登録に関するもの  茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ  TEL：029-301-3530</p> <p>○財務局長登録に関するもの  関東財務局水戸財務事務所 理財課  TEL：029-221-3195</p>	(1) 貸金業の登録	[貸金業法第3条第1項]	(2) 貸金業の登録の更新	[貸金業法第3条第2項]	(3) 貸金業者の変更の届出	[貸金業法第8条第1項]	(4) 貸金業者の廃業等の届出	[貸金業法第10条第1項]	(5) 貸金業者の事業報告書の提出	[貸金業法第24条の6の9]	(6) 貸金業者の業務報告書の提出	[貸金業法第24条の6の10]
(1) 貸金業の登録	[貸金業法第3条第1項]												
(2) 貸金業の登録の更新	[貸金業法第3条第2項]												
(3) 貸金業者の変更の届出	[貸金業法第8条第1項]												
(4) 貸金業者の廃業等の届出	[貸金業法第10条第1項]												
(5) 貸金業者の事業報告書の提出	[貸金業法第24条の6の9]												
(6) 貸金業者の業務報告書の提出	[貸金業法第24条の6の10]												

## 旅行業の登録をしたい

事業名	旅行業登録業務
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <b>その他</b>
対象分類	融資、補助金等、 <b>認定等</b> 、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他
事業要旨	旅行業法第3条及び同法施行規則第1条に規定する第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>            以下の「申請手続きの内容」に掲げる旅行業法に関する手続きをされる方のうち、茨城県内に主たる営業所を設置している方又は設置する予定の方。            ※第1種旅行業につきましては、関東運輸局観光部観光企画課が窓口となっております。            また、県内に本店がある場合でも、主たる営業所が他の都道府県である場合は、主たる営業所の所在地の都道府県が窓口となります。</p> <p><b>【申請手続きの内容】</b>            (1) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の新規登録の申請            (2) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の更新登録の申請            (3) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業への変更登録の申請            (4) 第2種旅行業、第3種旅行業及び地域限定旅行業の登録事項変更の届出            (5) 旅行業者代理業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出            (6) 旅行サービス手配業の新規登録の申請及び登録事項変更の届出</p> <p><b>【利用方法等】</b>            申請等には、申請書のほか各種添付書類が必要です。申請をされる前に、事前にご相談ください。(お越しいただく場合には、事前に来課希望日時をご連絡ください。)</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>            茨城県営業戦略部観光戦略課 管理グループ            TEL : 029-301-3617</p>

## 中小企業による事業協同組合を設立したい

事業名	中小企業組合の設立認可、運営支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。
事業概要	<p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 県の事務 中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合の設立、定款変更の認可等</p> <p>(2) 茨城県中小企業団体中央会による支援</p> <p>＜組合設立支援＞ 新たに中小企業組合の設立を希望される中小企業に対し、設立までの相談、指導・助言などの支援を行います。組合設立後も、随時、相談に対応しています。</p> <p>＜組合運営支援＞</p> <p>①調査、研究に関する事業 組合等へ中小企業の労務管理関連指標としての情報提供を行います。また、中小企業の経営実態把握と施策提言等を目的の調査研究を行います。</p> <p>②人材養成に関する事業 組合等の活性化や、運営の適正化を図るため、分野別または異業種による研修会の開催を支援します。</p> <p>③組合の特定分野への支援事業 税務、法律などの専門家を派遣し、円滑な組合運営を支援します。</p> <p>④情報提供、広報に関する事業 機関紙の発行やホームページ等により、組合運営に役立つ情報や組合活動を広く周知しています。</p> <p>⑤組合への個別巡回による支援 中小企業組合事業の活性化に向けた提案を行い、課題を抱える組合員等企業からの要請に応じて、個別訪問を実施し、課題の解決の支援を行います。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 各種相談につきましては、県中央会へご連絡ください。 ※ 一部の事業（例えば講演会など）では、受益者負担が発生する場合がございます。 茨城県中小企業団体中央会ホームページ <a href="http://www.ibarakiken.or.jp/">http://www.ibarakiken.or.jp/</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>＜認可申請・届出＞ 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554</p> <p>＜設立・運営相談＞ 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030</p>

## 新たな事業活動を行う際に県の承認を受けたい

事業名	経営革新計画承認制度												
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他												
対象分類	融資、補助金等、 <b>認定等</b> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他												
事業要旨	中小企業者の方が、新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供などの新たな取組を行うための「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。												
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に本社を有する中小企業者等（組合等の申請も可能）</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>（１）承認基準 次の①、②の双方を満たす計画である必要があります。</p> <p>①以下の新たな取組の類型に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品の開発又は生産</li> <li>・新役務の開発又は提供</li> <li>・商品の新たな生産又は販売方式の導入</li> <li>・役務の新たな提供の方式の導入</li> <li>・技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他新たな事業活動</li> </ul> <p>②下表の経営指標を満たすもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率</th> <th>給与支給総額の伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年計画の場合</td> <td>9%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>4年計画の場合</td> <td>12%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>5年計画の場合</td> <td>15%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（２）主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系金融機関による低利融資</li> <li>・海外展開に伴う資金調達支援</li> <li>・信用保証の特例</li> </ul> <p>※計画の承認は支援策の利用を保証するものではありません。各支援実施機関による別途審査が必要となります。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 申請に先立ち、申請書類の事前提出が必要となります。詳細は以下のHPをご覧ください。 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html">https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560</p>		付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率	3年計画の場合	9%	4.5%	4年計画の場合	12%	6%	5年計画の場合	15%	7.5%
	付加価値又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率											
3年計画の場合	9%	4.5%											
4年計画の場合	12%	6%											
5年計画の場合	15%	7.5%											

## 事業再生の支援を受けたい

事業名	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、 <b>その他</b>
事業要旨	中小企業活性化協議会では、経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          例えば、次のような中小企業の方が支援の対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に収益力があるものの、過大な債務負担により、経営が逼迫している中小企業</li> <li>・将来性がある事業に着手したいと考えているが、過剰債務により、新規の借入ができない中小企業</li> </ul> <p><b>【支援の内容】</b>          企業再生に関する知識と経験を持つ専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）が、多様性、地域性といった中小企業の特性を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行います。          さらに、再生がどうしても困難な場合には、再チャレンジ支援事業により、経営者の経済的更生を支援します。</p> <p><b>【利用方法等】</b>          再生の流れ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 経営相談 (第1次段階対応)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>様々な経営上の問題点を抱えている中小企業に対してその具体的な課題を抽出し、最も適した施策等のアドバイスを行います。</p> <p><b>【関係機関との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地商工会議所、商工会</li> <li>・いばらき中小企業グローバル推進機構</li> <li>・各地中小企業支援センター</li> <li>・政府系金融機関、地元金融機関</li> <li>・茨城県信用保証協会 等</li> </ul> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(2) 再生支援 (第2次段階対応)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>更に必要と判断した企業に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、取引金融機関等の専門家による個別支援チームの立上げ</li> <li>・再生計画案の作成支援</li> <li>・再生計画実施とフォローアップによる支援</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>再生計画の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関との調整、返済計画見直し</li> <li>・中小企業再生ファンドの活用による債権の買取</li> <li>・不採算部門の分社化 等</li> </ul> </div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">➔</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県中小企業活性化協議会          TEL：029-300-2288</p>

## 経営面での問題に関して相談がしたい

事業名	商工会、商工会議所による経営改善普及事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、 <b>その他</b>
事業要旨	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に事業所を有する中小企業者等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 各種経営相談への対応 小規模事業者の経営に詳しい経営支援員が、様々な経営上の相談に対応いたします。 (商工会・商工会議所等の窓口での相談対応の他、経営支援員が各事業所までお伺いする巡回指導も行っています。)</p> <p>(相談内容(例))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融（県制度融資、マル経融資等）・信用保証の相談、あっせん</li> <li>○ 税務、経理、労務、社会保険など</li> <li>○ 経営・技術の改善、知的財産権、商取引など</li> </ul> <p>(2) エキスパートバンク事業 経営・営業・生産・技術・ITなど多くの課題をかかえている小規模事業者のご要望に応じて、登録された専門家（エキスパート）を直接現場に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスを行い、問題解決をお手伝いします。</p> <p>(3) 経営安定特別相談事業 様々な理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方あるいは民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方からの相談に対し、専門スタッフや弁護士などの専門家が相談に応じ、問題の解決をお手伝いします。</p> <p>(4) 各種経営セミナーや講演会等の開催 業種別・テーマ別など地域事業者の方々のニーズに沿った各種セミナーや講演会の他、創業や経営革新を目指す方を対象としたセミナーや講習会などを開催しております。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 各種相談事業等を受けたい場合は、事業を実施している県内の各商工会・商工会議所等にお気軽にご連絡ください。相談料や参加料については、基本的には無料です。 ※エキスパートバンク事業等一部の事業においては、経費の一部をご負担いただく場合がございますので、あらかじめ事業実施団体にご確認ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635</p>

## 販路開拓（ブランド向上、商品宣伝）を目指したい

事業名	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <b>補助金等</b> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>  常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主</p> <p><b>【支援の内容】</b>  小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。  ○補助対象：店舗の改装、ホームページ作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など  ○補助率：2/3  ○補助上限額：[通常枠] 50万円  [賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 200万円  ※インボイス特例として、免税事業者から定格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律50万円上乘せ</p> <p><b>【利用方法等】</b>  応募申請手続き等詳細については、県内の商工会、商工会議所にご相談ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>  ○最寄りの商工会・商工会議所  ○茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635</p>

## 防災・減災対策に取り組みたい

事業名	事業継続力強化計画認定制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>            防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様</p> <p><b>【支援の内容】</b>            中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。</p> <p>&lt;計画に記載する項目事例&gt;            ○ハザードマップ等を活用した自然災害リスク等の想定            ○安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順            ○人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策            ○訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取組 等</p> <p>&lt;支援策&gt;            ○日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）            ○信用保証枠の追加            ○防災・減災設備に対する税制措置            ○補助金（ものづくり補助金、持続化補助金等）の加点措置            ○認定ロゴマークの使用 など</p> <p><b>【利用方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定にあたっては、中小企業庁が公開している策定の手引きをご参照ください。</li> <li>・申請は、事業継続力強化計画電子申請システムから行ってください。</li> <li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構では、セミナー等による普及啓発や専門家派遣による計画の策定支援を実施しておりますので、ご利用ください。</li> </ul> <p>中小企業庁ホームページ URL：  <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html</a></p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構強靱化ポータルサイト URL：  <a href="https://kyoujinnka.smrj.go.jp/">https://kyoujinnka.smrj.go.jp/</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請について              関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：048-600-0394</li> <li>2 策定支援について              ○最寄りの商工会・商工会議所              ○独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 TEL：03-5470-1606</li> </ol>

## 事業承継に関する支援を受けたい

事業名	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業のM&A（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。
事業概要	<p><b>【支援の内容】</b></p> <p>1 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業</p> <p>(1) M&amp;Aマッチングの促進</p> <p>後継者不在の中小企業に対してM&amp;Aを促進するため、M&amp;A仲介会社及び地域金融機関等と連携しながら、県のコーディネーターが、企業評価及びオープンネーム型のインターネットプラットフォームを活用した買い手候補企業の選定(マッチング)を支援します。</p> <p>(コーディネーターの支援内容)</p> <p>○企業評価コーディネーター：M&amp;Aの際に必要な、企業概要書の作成や当該企業の価値を計るための株価仮算定の実施</p> <p>○マッチングコーディネーター：オープンネーム型のインターネットプラットフォームを活用した後継者探しの支援及び買い手候補者とのマッチング機会となるツアーの実施</p> <p>(2) 事業承継の機運醸成</p> <p>後継者不在の中小企業の事業承継に向けた機運醸成のため、M&amp;Aを実施した経営者が自身の体験を語る内容のセミナーや、自社の事業承継に悩みを抱える事業者に専門家への相談機会を提供するため、事業承継個別相談会を開催します。</p> <p>(3) M&amp;Aインセンティブ</p> <p>売り手企業の掘り起こしを図るため、県の指定するインターネットプラットフォームを活用しM&amp;Aに取組んだ士業等専門家に対し、奨励金を支給することによりM&amp;Aマッチングを促進します。</p> <p>2 茨城県事業承継・引継ぎ支援センターによる支援</p> <p>中小企業の事業承継の相談窓口として、親族承継、経営者保証解除、M&amp;Aなどの相談に対し、専門的で適切な助言や情報提供及び事業引継ぎのマッチング支援等を行います。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>1 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560</p> <p>2 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601</p>

## 事業承継時に税制・金融面での支援を受けたい

事業名	経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	経営承継円滑化法では、中小企業の事業承継が円滑に進められるよう、事業承継税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援について支援策を講じています。この制度を利用するには、あらかじめ県へ申請のうえ認定を受ける必要があります。
事業概要	<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先代経営者から、非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した後継者</li> <li>・先代経営者から、非上場会社の株式等を買取る予定の会社又は現経営者</li> </ul> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>中小企業の事業承継にあたり、事業承継税制や金融支援の活用を希望する中小企業者に対し、経営承継円滑化法に基づく県の認定により、当該支援制度の活用による円滑な事業承継を支援します。</p> <p>(1) 事業承継税制</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>【法人版事業承継税制】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">中小企業の後継者が、先代経営者から、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予されます。</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>【個人版事業承継税制】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">個人事業者の事業承継を促進するため、一定の要件を満たした場合、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税が猶予されます。</p> <p style="padding-left: 20px;">※詳細については、問い合わせ先までお尋ねください。</p> <p>(2) 金融支援</p> <p style="padding-left: 20px;">先代経営者からの株式や事業用資産等の買い取り、経営者交代による信用状態の悪化等に対応するため、県の認定を受けることにより、以下の支援策が利用可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫の融資</li> <li>・信用保証の特例（通常の保証枠と同額を別枠化）</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">※いずれも利用にあたっては、別途金融機関等の審査が必要となります。</p> <p><b>【利用方法等】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">必要書類を作成のうえ、以下の問い合わせ先まで郵送又は持参してください。 詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560</p>

## 価格転嫁について相談をしたい

事業名	茨城県価格転嫁促進事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他
事業要旨	物価高騰に対応するため、適切な価格転嫁を行おうとする県内の中小企業等に対し、中小企業診断士による伴走支援を実施します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に事業所を有する中小企業等</p> <p><b>【支援内容】</b></p> <p>(1) 価格転嫁に関する専門の相談窓口の設置 価格転嫁に関するお悩み事や相談に対して、中小企業診断士などが助言を行います。 また、発注側企業が理由もなく価格交渉に応じないといった相談があった場合は、公正取引委員会へ情報提供を行う場合があります。</p> <p>(2) 中小企業診断士の派遣による伴走支援 支援を希望する企業を中小企業診断士が訪問し、課題の洗い出しから価格交渉のノウハウやコツなどの改善策の提示まで、無料で伴走支援を行います。</p> <p>(3) 価格転嫁に関するセミナーの開催 中小企業診断士などを講師としたセミナーを県内各地で開催いたします。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 価格転嫁についての相談や中小企業診断士による伴走支援を希望する場合は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。 中小企業診断士の派遣については、1社あたり3回まで無料で実施いたします。 セミナーの開催情報は茨城県産業戦略部中小企業課のHPで随時ご案内いたしますので、ご確認ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>1 相談窓口、中小企業診断士による伴走支援について 茨城県価格転嫁促進事業事務局（株式会社常陽産業研究所内） 電話番号：029-233-6737 専用 web フォーム： <a href="https://www16.webcas.net/form/pub/joyo_jir/ibaraki-kakakutenka">https://www16.webcas.net/form/pub/joyo_jir/ibaraki-kakakutenka</a></p> <p>2 セミナーの開催情報 茨城県産業戦略部中小企業課HP <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html">https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html</a></p>

## 消費税の価格転嫁や軽減税率制度に関する相談をしたい

事業名	消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業																					
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																					
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他																					
事業要旨	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談窓口を設置し、中小企業等からの相談に応じています。																					
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に事業所を有する中小企業、小規模企業等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>1 県の消費税転嫁に係る相談窓口 県では、中小企業の経営の圧迫要因となる消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、中小企業の相談窓口を設けています。ご相談いただいた内容に応じて、専門機関への通報等を行います。</p> <p>(相談窓口一覧)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">ご相談の内容別</th> <th style="text-align: left;">担当課</th> <th style="text-align: left;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・改正地方税法について</td> <td>税務課</td> <td>029-301-2418</td> </tr> <tr> <td>・転嫁阻害表示、価格表示について</td> <td>生活文化課</td> <td>029-301-2829</td> </tr> <tr> <td>・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合</td> <td>中小企業課</td> <td>029-301-3560</td> </tr> <tr> <td>建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合</td> <td>監理課</td> <td>029-301-4334</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業の場合</td> <td>建築指導課</td> <td>029-301-4722</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業の場合</td> <td>用地課</td> <td>029-301-4353</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消費税軽減税率に関する相談窓口 消費税軽減税率の適正な実施のため、各商工会・商工会議所、茨城県中小企業団体中央会において、相談窓口を設置しています。また、中小企業向けの研修会の開催や消費税転嫁に関する相談にも応じています。</p> <p>○相談例：「軽減税率導入後の経理処理について知りたい」 「複数税率対応レジ導入に対する補助について知りたい」 「消費税引き上げに向けて経営改善を図りたい」 「取引先から消費税の転嫁を拒否された」等</p> <p><b>【利用方法等】</b> 最寄りの各商工会・商工会議所及び茨城県中小企業団体中央会にお気軽にご連絡ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> ○最寄りの商工会・商工会議所 ○茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030</p>	ご相談の内容別	担当課	電話番号	・改正地方税法について	税務課	029-301-2418	・転嫁阻害表示、価格表示について	生活文化課	029-301-2829	・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合	中小企業課	029-301-3560	建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合	監理課	029-301-4334	宅地建物取引業の場合	建築指導課	029-301-4722	不動産鑑定業の場合	用地課	029-301-4353
ご相談の内容別	担当課	電話番号																				
・改正地方税法について	税務課	029-301-2418																				
・転嫁阻害表示、価格表示について	生活文化課	029-301-2829																				
・転嫁拒否を行う者が下記5業種以外の場合	中小企業課	029-301-3560																				
建設業、浄化槽工事業、解体工事業の場合	監理課	029-301-4334																				
宅地建物取引業の場合	建築指導課	029-301-4722																				
不動産鑑定業の場合	用地課	029-301-4353																				

## 取引に関するアドバイスが欲しい

事業名	下請かけこみ寺相談事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小企業の取引に関する様々な悩みに親身になって対応し、迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 企業間取引に関して、様々な悩みを持つ中小企業</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①各種相談の対応 中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家（相談員）が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。</p> <p>②裁判外紛争解決手続（ADR） 中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行います。</p> <p>③下請適正取引ガイドラインの普及啓発 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携して開催します。</p> <p>(2) 相談費用 無料</p> <p>(3) 実施場所 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内</p> <p>(4) 相談時間 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構の開館時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（12:00～13:00 除く）</p> <p><b>【利用方法等】</b> （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構に設置されている「下請かけこみ寺」までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 下請かけこみ寺（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618</p> <p>公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 下請かけこみ寺本部 TEL：03-5541-6655</p>

## 様々な経営課題について相談したい

事業名	茨城県よろず支援拠点
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中小企業・小規模事業者の様々な課題を解決するため、チーフコーディネーター及びサブコーディネーターが助言します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内中小企業・小規模事業者、団体、個人等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>① 総合的・先進的アドバイスの実施 中小企業・小規模事業者からの経営相談に対して、課題を分析し、一定の解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。</p> <p>② 支援チーム等編成支援 中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援します。また、支援チーム編成のため複数の支援機関、公的機関、企業OB等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手方等と調整を実施します。</p> <p>③ ワンストップサービス 支援機関等との接点が無く、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として広く相談に応じます。</p> <p>○実施機関：（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 ○相談内容：売上拡大、経営改善、販路開拓、地域資源活用、IT化、創業・廃業・事業承継、商店街活性化等、経営上のあらゆる相談に対応 ○料 金：無料 ○相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p><b>【利用方法等】</b> 窓口相談（事前に、電話での申し込みをいただければ、現地訪問させていただきます）</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339</p>

## プロフェッショナルな人材を採用したい

事業名	プロフェッショナル人材戦略拠点事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	<u>融資</u> 、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	<p>県内中小企業が新事業を積極的に展開できるよう、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の採用を支援します。</p> <p>&lt;参考&gt;プロフェッショナル人材とは          新たな商品・サービスの開発、商品等の販売開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材</p>
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県内中小企業</p> <p><b>【支援の内容】</b>          プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して中小企業に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援することで、企業の成長や経営改善を促進します。</p> <p>(1) 意識の改革          地域の中小企業が持つ潜在成長力への目覚めを促し、攻めの経営への転換を進めます。          ・企業訪問、セミナーの開催等</p> <p>(2) プロ人材活用の検討          中小企業の現場が必要とするプロ人材のニーズを明らかにし、採用の機会を提供します。</p> <p>(3) プロ人材ニーズの伝達とマッチング          明らかにしたプロ人材ニーズを踏まえ、求職者とのマッチングを支援します。          ・マネージャーは、求人情報を民間人材ビジネス事業者へ伝達します。          ・民間人材ビジネス事業者は、中小企業者とプロ人材とのマッチングを実施します。</p> <p>(4) フォローアップ          経営者、プロ人材双方に対するフォローアップを実施します。</p> <p>(5) 副業・兼業人材の活用促進補助          初めて副業・兼業人材を活用する県内企業を対象に、人材事業者へ支払う紹介手数料、副業・兼業人材に支払う報酬等の8/10を補助します。</p> <p><b>【プロフェッショナル人材戦略拠点設置場所】</b>          株式会社ひたちなかテクノセンター内</p> <p><b>【利用方法等】</b>          詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          株式会社ひたちなかテクノセンター 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事務局          TEL：029-264-2200          FAX：029-264-2203          URL：<a href="https://www.htc.co.jp/support/professional/">https://www.htc.co.jp/support/professional/</a></p>

## 創業する際に支援を受けたい

事業名	つくば創業プラザ運営事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等に対して、事業活動の拠点となる事務室を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。
事業概要	<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内において、原則、今後1年以内に創業を目指す起業家</li> <li>②県内に所在、または進出する原則設立後5年未満のベンチャー企業等</li> <li>③新事業への進出を目指し、原則今後2年以内に県内において分社化を予定している企業</li> <li>④上記①～③に該当する者の事業活動を支援する業務を行う者で知事が適当と認める者</li> </ul> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設 置：茨城県</li> <li>○運営主体：(株)つくば研究支援センター（指定管理者）</li> <li>○入居期間：原則2年以内（延長可、最長5年）</li> <li>○所 在 地：つくば市東新井13-2（民間ビルの一部を県が借り上げ）</li> <li>○設備内容：事務室（30㎡） 6室 打合せ・会議室などの共用施設。全室バリアフリー対応。</li> <li>○利用料金：事務室（30㎡）…105,050円/月 (使用料、共益費、駐車場1台、消費税込み)</li> </ul> <p>(2) 施設の特徴・入居企業のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○つくば地区の研究機関群中心地に位置し、交流・連携に最適</li> <li>○様々な起業家が集まるため、モチベーションの高揚や有意義な交流が可能</li> <li>○敷金無しの低廉な初期投資</li> <li>○専門家からの助言・指導やセミナー・ビジネスマッチング会の開催等の各種支援策</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b></p> <p>入居申込みを随時受け付けています。下記まで問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>株式会社 つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部  TEL：029-858-6000  <a href="http://www.tsukuba-toi.co.jp/">http://www.tsukuba-toi.co.jp/</a></p>

## 創業や新事業展開等のために研究室やオフィスを借りたい

事業名	施設提供（施設賃貸）事業																
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、機会提供、相談・助言、その他																
事業要旨	起業家や新たな事業展開等を目指す企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。																
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内において、創業や新たな事業展開（研究開発等を含む）を目指す企業等</p> <p><b>【支援の内容】</b> (1) 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">施設名</td> <td>(株)つくば研究支援センター</td> <td>(株)ひたちなかテクノセンター</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>つくば市千現2-1-6</td> <td>ひたちなか市新光町38</td> </tr> <tr> <td>提供施設</td> <td>           企業情報事務所（30㎡） 40室            企業育成室（25・50㎡） 23室            試験研究室（50㎡） 40室            大型実験室（25～360㎡） 12室            創業プラザ棟（25～50㎡） 26室            創業準備ルーム 3区画  <small>※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置</small> </td> <td>           ビジネスオフィス（標準）            （100・50・21㎡） 4,862㎡  <small>※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割</small>            ビジネスオフィス（シェアード）            （9・10・14・16・20㎡） 376㎡            インキュベーションオフィス 10ブース  <small>※（約3㎡）のスペースを用意</small> </td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>           企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。            創業準備ルーム（月額）            3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円  <small>※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）</small> </td> <td>           ビジネスオフィス（標準・シェアード）            総額単価（月額） 3,300円/㎡  <small>※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円</small>            インキュベーションオフィス            賃料（月額） 13,000円  <small>※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額</small> </td> </tr> <tr> <td>入居期間</td> <td>           企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。            創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可）         </td> <td>           ビジネスオフィス（標準）            : 当初2年（自動更新）            ビジネスオフィス（シェアード）            : 当初1年（自動更新）            インキュベーションオフィス            : 当初6ヶ月（最長10年）         </td> </tr> </table> <p>(2) 入居メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インキュベーションマネージャー等による入居者への支援（助言・指導等）</li> <li>・各種研修会やセミナー、ビジネスマッチング会の開催などによる支援</li> <li>・入居企業との交流による人的ネットワークの構築</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b> 入居申込を随時受け付けています。下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 株式会社 つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 <a href="http://www.tsukuba-tci.co.jp/">http://www.tsukuba-tci.co.jp/</a> 株式会社 ひたちなかテクノセンター 経営企画部 TEL：029-264-2200 <a href="http://www.htc.co.jp">http://www.htc.co.jp</a></p>		施設名	(株)つくば研究支援センター	(株)ひたちなかテクノセンター	所在地	つくば市千現2-1-6	ひたちなか市新光町38	提供施設	企業情報事務所（30㎡） 40室 企業育成室（25・50㎡） 23室 試験研究室（50㎡） 40室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム 3区画 <small>※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置</small>	ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡） 4,862㎡ <small>※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割</small> ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡） 376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース <small>※（約3㎡）のスペースを用意</small>	利用料金	企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） 3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円 <small>※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）</small>	ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額） 3,300円/㎡ <small>※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円</small> インキュベーションオフィス 賃料（月額） 13,000円 <small>※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額</small>	入居期間	企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可）	ビジネスオフィス（標準） : 当初2年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） : 当初1年（自動更新） インキュベーションオフィス : 当初6ヶ月（最長10年）
施設名	(株)つくば研究支援センター	(株)ひたちなかテクノセンター															
所在地	つくば市千現2-1-6	ひたちなか市新光町38															
提供施設	企業情報事務所（30㎡） 40室 企業育成室（25・50㎡） 23室 試験研究室（50㎡） 40室 大型実験室（25～360㎡） 12室 創業プラザ棟（25～50㎡） 26室 創業準備ルーム 3区画 <small>※このほか、コワーキングスペースや試作品加工のための作業スペースを設置</small>	ビジネスオフィス（標準） （100・50・21㎡） 4,862㎡ <small>※50㎡単位で拡張可能。21㎡は50㎡を2分割</small> ビジネスオフィス（シェアード） （9・10・14・16・20㎡） 376㎡ インキュベーションオフィス 10ブース <small>※（約3㎡）のスペースを用意</small>															
利用料金	企業情報事務所・研究室等については、事業規模・利用形態等により異なりますので、直接お問い合わせください。 創業準備ルーム（月額） 3㎡ 16,500円・6㎡ 33,000円 <small>※当初6ヶ月間（共益費・インターネットアクセス料・電気料込み）</small>	ビジネスオフィス（標準・シェアード） 総額単価（月額） 3,300円/㎡ <small>※部屋代 2,100円＋共益費 1,200円</small> インキュベーションオフィス 賃料（月額） 13,000円 <small>※共益費・ネットアクセス料・電気料込み ※料金は全て消費税抜きの金額</small>															
入居期間	企業情報事務所・研究室等については、当初3年（自動更新）が基本。 創業準備ルームは当初6ヶ月間（その後審査の上、事業支援ルームとして11ヶ月間継続可）	ビジネスオフィス（標準） : 当初2年（自動更新） ビジネスオフィス（シェアード） : 当初1年（自動更新） インキュベーションオフィス : 当初6ヶ月（最長10年）															

## 新市場・高付価値事業への進出のための設備投資をしたい

事業名	中小企業新事業進出補助金							
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他							
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他							
事業要旨	中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的に、中小企業等が行う、既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付価値事業への進出を支援します。							
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等</p> <p><b>【補助内容】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">補助上限額</td> <td>従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)</td> </tr> <tr> <td>従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> </table> <p>※補助下限 750 万円          ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50 円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乘せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新事業進出要件</li> <li>② 付加価値額要件</li> <li>③ 賃上げ要件</li> <li>④ 事業場内最賃水準要件</li> <li>⑤ ワークライフバランス要件</li> <li>⑥ 金融機関要件</li> <li>⑦ 賃上げ特例要件（賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件）</li> </ol> <p><b>【補助対象経費】</b>          機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費</p> <p><b>【利用方法等】</b>          最新情報は「中小企業新事業進出促進補助金」のHP（以下のURL）をご覧ください。  <a href="https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/">https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/</a></p> <p><b>【申請期間】</b>          第1回公募期間：令和7年4月22日（火）～令和7年7月10日（木）</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          お問い合わせをご希望の方は下記URLの「コールバック予約システム」をご利用ください。  <a href="https://shinjigyou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1745403680">https://shinjigyou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1745403680</a></p>	補助上限額	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)	従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)	従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)	従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)	補助率	1/2
補助上限額	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)							
	従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)							
	従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)							
	従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)							
補助率	1/2							

## 開発や生産プロセス改善のための設備投資をしたい

事業名	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金													
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他													
対象分類	融資、 <b>補助金等</b> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他													
事業要旨	成長志向の中小企業者等が、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ等の事業環境変化に対応し、“稼ぐ力”を強化するために、革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。													
事業概要	<p>【対象者】中小企業・小規模事業者 等</p> <p>【補助内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">申請枠</th> <th style="width: 45%;">補助上限*</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品・サービス高付加価値化枠</td> <td style="text-align: center;">750～2,500万円</td> <td>中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者及び再生事業者 2/3</td> </tr> <tr> <td>グローバル枠</td> <td style="text-align: center;">3,000万円</td> <td>中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3</td> </tr> <tr> <td>特例措置</td> <td>大幅な賃上げに取り組む事業者に対しては、補助上限を100～1,000万円上乗せ</td> <td>最低賃金の引上げに取り組む事業者に対しては、補助率を2/3に引き上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※従業員数や満たす要件に応じて異なる</p> <p>【利用方法等】 最新情報は「ものづくり補助金総合サイト」のホームページ（以下のURL）をご覧ください。 <a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html">https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</a></p> <p>【公募期間】 第20次公募：令和7年4月25日（金）～令和7年7月25日（金）17：00（金）</p> <p>【問い合わせ先】 ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間：10：00～17：00（土日祝日および12/29～1/3を除く） TEL：050-3821-7013 E-mail： ・公募要領に関する問い合わせ：kakunin@monohojo.info ・電子申請システムの操作に関する問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp</p>		申請枠	補助上限*	補助率	製品・サービス高付加価値化枠	750～2,500万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者及び再生事業者 2/3	グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3	特例措置	大幅な賃上げに取り組む事業者に対しては、補助上限を100～1,000万円上乗せ	最低賃金の引上げに取り組む事業者に対しては、補助率を2/3に引き上げ
申請枠	補助上限*	補助率												
製品・サービス高付加価値化枠	750～2,500万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者及び再生事業者 2/3												
グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3												
特例措置	大幅な賃上げに取り組む事業者に対しては、補助上限を100～1,000万円上乗せ	最低賃金の引上げに取り組む事業者に対しては、補助率を2/3に引き上げ												

## 海外販路開拓や新技術・新製品開発に対する補助を受けたい

事業名	いばらきチャレンジ基金事業																									
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他																									
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																									
事業要旨	中小企業等が行う海外販路開拓や革新的な新技術・新製品開発の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。																									
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者及びそれらを含む組合等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">主な対象経費</th> <th style="width: 20%;">助成対象期間</th> <th style="width: 10%;">助成率</th> <th style="width: 10%;">助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外販路開拓促進事業※</td> <td>小間借上費、小間装飾費、旅費等</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1年以内 (単年度内に限る)</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">2/3 以内</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td>外国語ウェブサイト制作事業※</td> <td>ウェブサイト制作費、翻訳費等</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td>国際認証取得事業</td> <td>国際認証取得費、調査・分析外注費等</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td>新技術・新製品開発促進事業（単年度）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">原材料費、外注加工費、弁理士費用等</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td>新技術・新製品開発促進事業（複数年）</td> <td style="text-align: center;">1年超 2年以内</td> <td style="text-align: center;">500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「海外販路開拓促進事業」と「外国語ウェブサイト制作事業」は併用可</p> <p><b>【利用方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。</li> <li>・助成金交付申請書（ホームページからダウンロード可能）により、ご持参いただくか、郵送によりご応募ください。</li> </ul> <p><b>【問い合わせ先】</b>          公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構グローバル展開二課（経営助成担当）          TEL：029-224-5317          E-mail：<a href="mailto:setsubi@iis-net.or.jp">setsubi@iis-net.or.jp</a>          HP：<a href="http://www.iis-net.or.jp/page?kind=challenge_kikin">http://www.iis-net.or.jp/page?kind=challenge_kikin</a></p>				事業名	主な対象経費	助成対象期間	助成率	助成限度額	海外販路開拓促進事業※	小間借上費、小間装飾費、旅費等	1年以内 (単年度内に限る)	2/3 以内	150万円	外国語ウェブサイト制作事業※	ウェブサイト制作費、翻訳費等	100万円	国際認証取得事業	国際認証取得費、調査・分析外注費等	250万円	新技術・新製品開発促進事業（単年度）	原材料費、外注加工費、弁理士費用等	250万円	新技術・新製品開発促進事業（複数年）	1年超 2年以内	500万円
事業名	主な対象経費	助成対象期間	助成率	助成限度額																						
海外販路開拓促進事業※	小間借上費、小間装飾費、旅費等	1年以内 (単年度内に限る)	2/3 以内	150万円																						
外国語ウェブサイト制作事業※	ウェブサイト制作費、翻訳費等			100万円																						
国際認証取得事業	国際認証取得費、調査・分析外注費等			250万円																						
新技術・新製品開発促進事業（単年度）	原材料費、外注加工費、弁理士費用等	250万円																								
新技術・新製品開発促進事業（複数年）		1年超 2年以内		500万円																						

## 海外での販路を開拓したい（製造業）

事業名	ものづくり海外展開推進事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、 <u>その他</u>
事業要旨	ドイツ・タイ・アメリカでの展示会への共同出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり中小企業（製造業）の海外での販路開拓を後押しします。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 海外での販路開拓に挑戦する県内ものづくり中小企業（製造業）</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 海外展示会への出展支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドイツ・タイ・アメリカでの展示会で出展支援 （各国の展示会において、県ブースを設置し、共同出展）</li> <li>○ 商談の成約率を高めるため、現地企業との事前マッチング</li> <li>○ 海外展開セミナーの開催、販売戦略の立案支援</li> <li>○ 海外向けのWEB ページやプロモーション動画等の作成支援</li> </ul> <p>(2) 専門家による伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外駐在や貿易実務などの経験豊富な専門家（商社 OB 等）を配置し、出展準備から実際の商談、成約までを伴走支援</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集状況等詳細は、いばらき中小企業グローバル推進機構のウェブサイトをご確認ください。</li> </ul> <p><b>【問い合わせ先】</b> 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課（販路開拓担当） TEL：029-224-5317 FAX：029-227-2586 E-mail： <a href="mailto:kigyo@iis-net.or.jp">kigyo@iis-net.or.jp</a> HP： <a href="https://www.iis-net.or.jp/">https://www.iis-net.or.jp/</a></p>

## 今後成長が見込まれる分野に進出したい

事業名	成長産業振興プロジェクト事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <u>その他</u>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県内に本社・事業所・営業所等活動拠点を有するベンチャー企業や中小企業 等</p> <p><b>【支援の内容】</b>          成長分野（「環境・エネルギー」及び「ライフサイエンス」等）において、産学官連携による事業マッチング等を通じて、新製品開発や新たなビジネス展開を創出するため、主に以下の取組を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試作・製品化や量産化に向けたベンチャー企業、中小企業、大手企業、大学・研究機関等のマッチングイベント</li> <li>・ベンチャー企業等の試作・量産化に向けた企業・拠点の発掘</li> <li>・ベンチャー企業のサービス等を普及推進する交流イベント等</li> <li>・専門機関等と連携したイベントの開催やマッチング支援</li> <li>・他地域との連携イベントの実施</li> <li>・成長分野に関連するセミナーの開催や展示会等への出展支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>【利用方法等】</b>          詳細は下記までお問合せください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ          TEL：029-301-3522</p>

## 海外での事業展開をしたい

事業名	ベンチャー企業海外展開支援事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、 <b>相談・助言</b> 、 <b>その他</b>
事業要旨	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b></p> <p>○以下①～⑥すべての要件を満たす企業3～5社程度</p> <p>①新技術や新しいビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指すベンチャー企業であること。</p> <p>②英語での十分なコミュニケーション能力を有すること。</p> <p>③今後の事業計画において、海外展開を目指していること。</p> <p>④アクセラレーターが指定するオンラインミーティングシステムの環境を参加者自身で準備できること。</p> <p>⑤原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。</p> <p>⑥製品・サービスを有しており、国内での販売実績があることが望ましい。</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>○海外アクセラレーターによるグローバルアクセラレーションプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの事前トレーニング（ピッチトレーニング等）の実施</li> <li>・ニューヨーク現地でのグローバルアクセラレーションプログラムの実施</li> </ul> <p><b>【プログラム概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①投資家へのピッチの練習・グループフィードバック</li> <li>②複数メンターとの1on1メンターミーティング</li> <li>③資金調達プロセスや米国への市場参入に関するワークショップ</li> <li>④ピッチイベント</li> </ul> <p><b>【期待される効果】</b></p> <p>海外アクセラレーターのネットワークを活用した海外投資家等との関係構築による、今後の資金調達や具体的なビジネスへの展開が期待できる。</p> <p><b>【利用方法等】</b></p> <p>募集時期等の詳細はお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ TEL：029-301-3522 FAX：029-301-3599</p>

## 自社の成長に向けた支援を受けたい

事業名	ベンチャー企業成長促進事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、 <b>相談・助言</b> 、 <b>その他</b>
事業要旨	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 以下の全ての要件を満たす企業5社程度。          ①事業開始後、概ね10年未満のベンチャー企業であること。          ②原則として、茨城県内に拠点を持ち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。          ③ディープテック分野（ライフサイエンス（医療、創薬、医療・福祉機器等）、環境・エネルギー、電子デバイス、素材等）の企業であること。</p> <p><b>【支援の内容（例）】</b> 支援対象企業とのヒアリングを通じて、支援メニューを決定します。          ①資本政策・資金調達に係る支援          ・投資家やベンチャーキャピタル経験者などによるアドバイスやメンタリングを通じた資金調達計画や持株比率などの資本政策立案に係る支援          ・弁護士、会計士、税理士などによる、新株予約権（有償ストックオプション、信託型ストックオプションなどを含む）活用に関わる支援 など          ②研究開発・知財戦略に係る支援          ・ディープテック分野に強みのある弁理士や弁護士、国内外の大手企業等からのメンタリング及び伴走支援などによる、知財戦略の構築や臨床試験に向けた研究開発などに係る支援          ・規制機関経験者や薬事コンサルタントによる、医薬品・医療機器の臨床試験に向けた支援 など          ③人材獲得に係る支援          ・ベンチャー企業の経営人材獲得の専門家によるメンタリングなど、支援対象企業の今後の成長          ・人材マッチングイベントの開催を通じた経営人材の獲得支援 など          ④市場戦略・販路開拓に係る支援          ・国内外の市場進出に必要な市場戦略の策定支援          ・共同研究や共同開発につなげるため、国内外の事業会社や研究機関等とのマッチングなどの支援 など</p> <p><b>【利用方法等】</b> 募集時期等の詳細はお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> CIC Tokyo ベンチャー企業成長促進事業担当          E-mail：startup-support@cic.com          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ          TEL：029-301-3522 FAX：029-301-3599</p>

## 販路の拡大を図りたい

事業名	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地方自治法施行令第167条の2第2項第4号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          ※以下の全てを満たす企業          ①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業であること          ②県内に事業所を有する企業であること          ③県の機関で活用が見込まれる新商品・新役務（以下「新商品等」）を提供する企業であること          ④ベンチャー企業であること</p> <p><b>【認定基準（対象となる新商品等）】</b>          ※以下の全てに該当すること          ・新規性・独創性が認められること          ・技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの          ・生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なもの          ・優れた商品特性を有し、本県の行政目的の実現に有効であると認められること</p> <p><b>【支援の内容】</b>          認定された新商品等について、県の随意契約による率先的な活用等を図るとともに、県内外に広く情報発信を行う。          ※ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではない</p> <p><b>【利用方法等】</b>          以下 HP をご参照ください。※申請は随時受付  <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/O603ivt.html">https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/O603ivt.html</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出グループ          TEL：029-301-3522</p>

## J-PARC等量子線技術を利用・活用したい

事業名	県内量子線利活用促進業務
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、 <u>技術支援</u> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、 <u>施設利用</u> 、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内企業の量子線技術利活用を促進するため、J-PARCの普及啓発や利用相談に取り組みとともに、J-PARC等の周辺機器整備等への参入や量子線技術を活用した新事業創出を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 量子線の利活用に興味と意欲を持つ茨城県内の企業</p> <p><b>【支援の内容】</b> 茨城県には、J-PARCや量子科学研究開発機構(QST)那珂フュージョン科学技術研究所(核融合)などをはじめとした世界最先端の量子線研究施設が立地しています。この最先端の技術を県内企業における新事業創出に繋げるため、「いばらき量子線利活用協議会」を設置し、以下の三つの取組で支援を行います。</p> <p>(1) J-PARC 利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>専門家との二人三脚で課題申請から実験、解析まで一貫したサポート</u></li> <li>・ 中性子利用や有用性に関するイベントなどの情報発信</li> </ul> <p>(2) 量子線関連研究機関の周辺機器等への参入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-PARC センターやQST などからの周辺機器等の<u>入札情報を取りまとめ、週1回程度会員向けに配信</u></li> <li>・ 大型機器の導入から設備の保守、ソフトウェアの作成まで様々な入札情報を配信</li> </ul> <p>(3) 量子線技術を活用した事業化支援やビジネス機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ QST 那珂フュージョン科学技術研究所や JAEA 等との<u>ビジネスマッチングイベントの開催</u></li> <li>・ 入札に依らない小規模案件など、研究者との直接の取引機会を提供</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b> 下記ホームページから入会申込書をダウンロードし、問い合わせ先までご送付ください。 <a href="https://www.ibaraki-quantum.com/">https://www.ibaraki-quantum.com/</a> 入会費・年会費は無料です。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> いばらき量子線利活用協議会事務局 (運営委託先：株式会社 ひたちなかテクノセンター) TEL：029-264-2200</p> <p>茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 量子線利用推進グループ TEL：029-301-2529</p>

## 宇宙ビジネスに関する相談をしたい

事業名	いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内で宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業、団体、個人等</p> <p><b>【支援の内容】</b> いばらきスペースサポートセンターによるワンストップ支援 ○実施機関：いばらきスペースサポートセンター（つくば市） ○相談内容：専任コーディネーターや専門家が宇宙関連企業や宇宙ビジネスへの参入を希望する企業に対し、技術的課題の解決や販路開拓、情報収集等について、きめ細やかな伴走支援を行います。また、宇宙ビジネスに関する各種相談に対応します。 ○料 金：無 料</p> <p><b>【利用方法等】</b> 原則、専用ホームページの問合せフォーム（下記 URL）または電話により事前にご連絡をお願いします（コーディネーターが出張等により不在にすることがあります）。 <a href="https://www.jspacesystems.or.jp/ibaraki-space-support-center/">https://www.jspacesystems.or.jp/ibaraki-space-support-center/</a> TEL：080-9158-0947 ※相談時間：原則、平日の10時～16時</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515</p>

## e スポーツに関する相談をしたい

事業名	いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業
対象分野	金融支援、 <span style="border: 1px solid black;">経営支援</span> 、技術支援、 <span style="border: 1px solid black;">商店街等支援</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">観光・イベント支援</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">人材育成支援</span> 、労働環境整備支援、 <span style="border: 1px solid black;">その他</span>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <span style="border: 1px solid black;">相談・助言</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">その他</span>
事業要旨	「eスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、eスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内中小企業、団体、個人等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の運営 産学官連携による「いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会」を運営し、eスポーツに関心を有する関係者のネットワークの形成と拡大、eスポーツの普及・啓発、eスポーツを通じた産業振興、地域振興等を実施しています。</li> <li>2 相談対応、機材の貸出等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ eスポーツイベントの開催支援（内容に関する助言やゲーム会社の許諾手続き、関係者の紹介等）を行います。</li> <li>・ 協議会が所有している機材（モニター等）の貸出も可能です。（eスポーツの普及・啓発に資する事業に限ります。）</li> </ul> </li> </ol> <p><b>【利用方法等】</b> 詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ TEL：029-301-3523 <a href="https://www.ibaraki-esports.com/">https://www.ibaraki-esports.com/</a></p>

## 県北地域の中小企業を対象とした経営支援策を知りたい

事業名	県北中小企業意識改革事業（「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援）
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、 <b>相談・助言</b> 、その他
事業要旨	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催や「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県北地域にて事業を実施している、又は事業実施を予定している中小企業</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>1 経営力革新セミナーの開催          専門家による経営課題の分析や解決事例の紹介等により、本質的な経営課題に対する気づきを促し、企業の経営課題の設定・解決、経営構造の転換を支援します。</p> <p>2 「アイデアソン」によるビジネスプランの策定支援          参加企業の新事業展開を後押しするため、参加企業から提案されたプロジェクトについて、様々な業種の参加者がアイデアを出し合いディスカッションする「アイデアソン」を実施し、ビジネスプランの策定を支援します。また、参加企業による連携事例の紹介、マッチング機会の提供等により、参加企業の新事業展開のきっかけを創出します。</p> <p><b>【利用方法等】</b>          詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県政策企画部県北振興局 振興グループ          TEL：029-301-2715  <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html">https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html</a></p>

## 地域資源の活用や地域課題解決につながる事業を県北地域で展開したい

事業名	県北起業家育成事業（ネットワーク拡大支援）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県北地域の起業家</p> <p><b>【支援の内容】</b>          ネットワーク拡大支援          県北地域の起業家等を対象に、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換の場を提供し、ネットワークづくりや相互研鑽を図ります。</p> <p><b>【利用方法等】</b>          詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県政策企画部県北振興局 振興グループ          TEL：029-301-2715  <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html">https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kenpokusinkou/index.html</a></p>

## 県北地域の中小企業を対象とする支援策を知りたい

事業名	県北ものづくり企業力強化事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、 <b>技術支援</b> 、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <b>その他</b>
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、相談・助言、 <b>その他</b>
事業要旨	電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の中小企業等に対し、医療機器等の成長分野への参入や新たな事業展開を支援し、産業競争力の強化を図ります。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県北地域を中心とする中小企業等</p> <p><b>【支援の内容】</b>          (1) 企業の医療機器市場への参入を支える環境を構築し、窓口一元化によるワンストップ支援を行います。          ・相談支援窓口（7～8月以降）            ※窓口への相談は無料          ・相談内容            医療分野参入に向けた技術的課題の解決やビジネス化の支援、情報提供等</p> <p>(2) 医療分野参入に向け、主に以下の取組を実施します。          ・医療分野の市場動向セミナーの開催          ・医療関連事業者ニーズとのマッチング支援や交流イベントの実施          ・医療関連規格認証取得に向けた研修の実施</p> <p><b>【利用方法等】</b>          下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ          TEL：029-301-3579   FAX：029-301-3599</p>

## 海外での販路を開拓したい

事業名	いばらきグローバルビジネス推進事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <b>補助金等</b> 、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、 <b>相談・助言</b> 、 <b>その他</b>
事業要旨	海外ニーズを的確に把握し、マーケットインの視点で県内事業者の商品改良・開発等を支援するほか、展示商談会出展や海外展開の専門家の伴走支援等により、県内企業の海外販路開拓を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内中小企業、団体、個人等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 輸出拡大チャレンジ事業 マーケットインの商品改良・開発等により、輸出拡大に取り組む事業者を支援します。 ・商品改良・開発、営業活動経費 補助率：1/2、上限：200万円 等</p> <p>(2) いばらき海外食品ビジネスサポーター配置事業 アメリカや中東等世界6エリアに販路開拓専門家を配置し、各エリアに応じた個別企業の商品改良提案やビジネスマッチングなどの支援を実施します。</p> <p>(3) 展示商談会出展支援 海外バイヤー等が参加する国内外の展示商談会への出展を支援します。</p> <p>(4) 海外展開専門家配置・貿易投資相談窓口等運営 ・食品分野の専門家が、個別企業の海外戦略の策定支援や商談前後のフォローなど伴走支援を実施します。 人員体制：海外展開推進員（商社OB等）3名配置 ・貿易投資相談、貿易実務研修、外国特許出願（特許庁連携）等を支援します。</p> <p>(5) ジェトロ茨城貿易情報センターやいばらき中小企業グローバル推進機構による支援 ジェトロ茨城とグローバル推進機構による「いばらき海外展開総合支援窓口」において、海外展開の企画段階から成約までの一貫支援を受けることができます。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 募集時期等の詳細はお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>上記（1）～（2）： 茨城県営業戦略部県産品販売課 TEL：029-301-3529 FAX：029-301-3909</p> <p>上記（3）～（4）： ・海外展開専門家による支援、いばらき海外展開総合支援窓口 いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 TEL：029-224-5412 FAX：029-350-1103 E-mail：<a href="mailto:global@iis-net.or.jp">global@iis-net.or.jp</a></p> <p>上記（5） ・貿易投資相談窓口 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 FAX：029-233-3778 E-mail：<a href="mailto:IBR@jetro.go.jp">IBR@jetro.go.jp</a></p>

## 中国で事業を実施する際に支援が欲しい

事業名	茨城県上海事務所による支援
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、 <u>観光・イベント支援</u> 、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。 上海市政府や現地コンサルタント企業等のネットワークを活用して、企業活動に必要な現地情報の提供、現地視察の調整等を実施します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内に本社または支社、工場等を持つ事業者</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 情報提供 依頼に応じて、中国の商慣習、法制度、市場の動向等に関する情報を調査しますので、ご相談ください。</p> <p>(2) 現地視察の調整 現地の業界団体や企業、展示会、マーケット等への視察・面談のアレンジ・アテンドサービスを実施しています。また、必要に応じて通訳を紹介することもできます。</p> <p>(3) 中国でのPR、宣伝活動の支援 県内企業の製品等のPRに関して、各種イベントへの出展サポートや中国のソーシャルネットワークサービス（<u>微博</u>、<u>微信</u>）による中国人へのPR配信などを行い、中国でのセールス活動を支援します。</p> <p>(4) 法律相談 上海事務所で契約している弁護士による法律相談が受けられます。 (日本語で相談が受けられます。)</p> <p><b>【利用方法等】</b> 茨城県営業戦略部国際渉外チームまたは茨城県上海事務所にご連絡ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2862 FAX：029-301-2865 E-mail：<a href="mailto:kokuko@pref.ibaraki.lg.jp">kokuko@pref.ibaraki.lg.jp</a></p> <p>茨城県上海事務所（日本語対応可能） TEL：+86-21-6275-3338 E-mail：<a href="mailto:ibaraki@ibaraki.org.cn">ibaraki@ibaraki.org.cn</a></p>

## 受発注情報が知りたい、取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他
事業要旨	営業や資材調達の経験を持つ大手企業等の OB をビジネスコーディネーターとして雇用し、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより、中小企業の販路開拓を支援します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 発注案件の獲得や情報収集 機構のビジネスコーディネーターは、県内企業に加え、首都圏や栃木・群馬など年間延べ400社以上の発注企業を訪問し、発注案件の獲得や情報収集を行っています。</p> <p>(2) 取引のあっ旋</p> <p>① 獲得した発注案件は、「企業データベース」に登録されている1,900社以上の企業情報を活用して、受注に最適な設備や技術を持つ県内の中小企業とのマッチングを行います。 なお、マッチングした案件は、成約に至るまで継続してフォローを行います。</p> <p>② 受注を希望する中小企業からの申し出により、発注企業を紹介する販路取り次ぎを行います。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> (株)ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242    <a href="https://www.htc.co.jp/">https://www.htc.co.jp/</a></p> <p>茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579</p>

## 商談会を活用して取引先を増やしたい

事業名	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <u>機会提供</u> 、相談・助言、その他
事業要旨	県内中小企業の受注機会の拡大と新規取引先の開拓支援のため、大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会及び県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 優れた製品や技術を有し、取引の拡大や新規開拓を考えている県内の中小企業</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 展示会への出展 主に首都圏の大規模専門展示会に茨城県ブースを設けて県内中小企業と共同出展し、自社の製品や技術等の販路拡大を支援します。これまで取引のなかった発注企業との商談や、出展企業同士の商談など様々な取引の機会が生まれています。</p> <p>(2) 関東5県ビジネスマッチング商談会の開催 令和7年9月頃に東京都立産業貿易センターで茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の5県の産業支援機関が連携して商談会を開催。首都圏から100社を超える発注企業が参加し、5県の中小企業と積極的な商談が行われます。</p> <p><b>【利用方法等】</b> 展示会・商談会は、下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> (株) ひたちなかテクノセンター経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242    <a href="https://www.htc.co.jp/">https://www.htc.co.jp/</a></p> <p>茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579</p>

## 自社が求める人材を採用したい

事業名	茨城就職チャレンジナビ事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 <b>機会提供</b> 、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営しています。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 茨城県内に事業所がある企業（本店、支店を問いません）</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>○ 求人掲載 県が運営する就職情報サイト「いばらき就職チャレンジナビ」に無料で求人やインターンシップ情報を掲載できます。 ※掲載には審査があります。</p> <p>≪サイト名称等≫ 「いばらき就職チャレンジナビ」 <a href="https://www.ibaraki-challenge.jp/">https://www.ibaraki-challenge.jp/</a></p> <p>≪求人掲載要件≫ 次に掲げる事項の全てに該当することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県内に事業所（本店、支店は問わない）がある企業の求人であり、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。</li> <li>・県税の滞納がない企業の求人であること。</li> <li>・労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていない企業の求人であること。</li> <li>・公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。</li> <li>・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業の求人でないこと。</li> </ul> <p>≪搭載機能≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業の企業情報・求人情報・PR動画・インターンシップ情報を掲載可能</li> <li>・働き方改革や女性が働きやすい環境整備に積極的に取り組む企業や移住支援金の給付対象企業等ジャンル別に掲載 等</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b> 求人掲載の申込方法等については、労働政策課ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challengenavi/challengenavi.html">https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challengenavi/challengenavi.html</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645</p>

## 環境に配慮した取組に対して支援して欲しい

事業名	茨城エコ事業所登録制度
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <b>認定等</b> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	地球環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。登録すると、登録証を交付するとともに、県環境政策課のホームページで広報します。また、県の入札参加資格審査において加点されるほか、県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇等を受けることができます。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 茨城県内に所在する事業所</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>1 登録方法等 省エネルギー・省資源など所定の取組を登録申請し、3ヶ月間取組を実施し取組結果をまとめ、報告書を提出（エコアクション21認証・登録事業者は、エコアクション21認証・登録証の写しを提出） 県は報告書等の内容を審査して「茨城エコ事業所」として登録・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録期間 なし</li> <li>・登録料 なし</li> <li>・登録区分 取組状況に応じて区分を登録（A、AA、AAA）</li> </ul> <p>※任意で、上記の登録区分に、事業所の職員の家庭での取組も評価する「プラス家庭」の区分もあります。（S、M、L）</p> <p>2 主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証の交付</li> <li>・県環境政策課ホームページへの登録事業所名の掲載</li> <li>・県の物品調達に係る入札参加資格審査において加点</li> <li>・県内一部の金融機関において、ローン貸付金利の優遇や私募債の新規記録手数料が無料</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b> 「茨城エコ事業所登録申請書」を下記問い合わせ先までご提出ください。 （申請書様式ダウンロード先） <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html">https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939 FAX：029-301-2949</p>

## 省エネ設備を導入するために補助を受けたい

事業名	省エネ対策設備導入推進事業費補助金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	省エネ診断を受診し、当該診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。
事業概要	<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ診断を受診している工場・事業場を有する事業者 ※省エネ診断は、P65「中小規模事業所省エネルギー対策支援事業」をご参照ください</li> <li>・ 原則として「茨城エコ事業所」に登録されている事業者</li> <li>・ 従業員の家庭における省エネを推進するため「いばらきエコチャレンジ」に賛同している事業者</li> </ul> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) 補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ診断を受診し、当該診断結果において助言・提案を受けた設備の改修・更新であること。</li> <li>・ 対策の結果、省エネ率20%以上または10t-CO<sub>2</sub>/年間以上の削減が見込まれること。</li> <li>・ 同診断結果において助言・提案を受けた設備の運用に係る改善について、実践する意思があること。</li> </ul> <p>※ 国又は国の関係団体の補助金対象となる事業は本補助金の対象外となります。</p> <p>(2) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率：設計費、設備装置等購入費、工事費等の総額の1/3以内</li> <li>・ 補助金額：100万円未満</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助を受けるには、まず「省エネ診断」を受診する必要があります。 省エネ診断には事前申込みが必要です、詳細は以下のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/setsuden/seminar.html">http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/setsuden/seminar.html</a></li> <li>・ 省エネ診断受診後、補助金の申請の詳細は以下のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/hojokin.html">http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/hojokin.html</a></li> </ul> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策グループ TEL：029-301-2939 FAX：029-301-2949</p>

## 地場産業に対する支援を受けたい

事業名	地場産業等総合支援事業
対象分野	金融支援、 <span style="border: 1px solid black;">経営支援</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">技術支援</span> 、商店街等支援、観光・イベント支援、 <span style="border: 1px solid black;">人材育成支援</span> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <span style="border: 1px solid black;">補助金等</span> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県内の地場産地組合等（組合・グループ・中小企業者・県伝統工芸品事業者団体）</p> <p><b>【支援の内容】</b>          地場産業</p> <p>①対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産品販路開拓等支援事業              市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は出展並びに通信販売等の顧客獲得に係る事業</li> <li>・地場産業人材育成等支援事業              地域人材定着の促進、人材確保・養成を目的とした講習会の開催、研修等の事業</li> </ul> <p>②補助率 1/2 以内</p> <p><b>【利用方法等】</b>          募集時期等の詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室          TEL：029-301-3585 FAX：029-301-3599</p>

## 日本酒の国際コンペティションに出品したい

事業名	日本酒国際コンペティション出品支援事業
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県産日本酒のブランド力向上と海外市場への展開を促進するため、県内の酒蔵が国際コンペティションに出品する費用に対して助成を行います。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          県内の酒蔵(酒類製造免許(清酒)を有し、県内で酒類の製造を行う者)</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>①対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターナショナルワインチャレンジ SAKE 部門への出品支援</li> </ul> <p>②補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出品に係る経費の2/3以内(上限額:31万円)</li> </ul> <p>③対象事業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者</li> </ul> <p><b>【利用方法等】</b>          募集時期や申請方法の詳細については、下記までお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室          TEL:029-301-3585 FAX:029-301-3599</p>

## デザイン開発力を向上したい

事業名	いばらきデザインカレレベルアップ事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、 <b>技術支援</b> 、商店街等支援、観光・イベント支援、 <b>人材育成支援</b> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <b>認定等</b> 、 <b>施設利用</b> 、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他
事業要旨	中小企業等のデザイン開発力の向上を図るため、デザイン性の優れた製品等を「いばらきデザインセレクション」として選定・表彰し、デザインフェア等の展示を通して製品のPRを実施するとともに、デザイン相談を通じて中小企業の商品企画開発についてデザイン力を活用した支援をしております。
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 県内の中小企業、団体、個人事業者、デザイナー等</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>(1) いばらきデザインセレクション2025 県内の優れたデザインを選定し、県内外にPRすることで、茨城県の産業および地域イメージを高めると共に、県内中小企業のデザイン開発力向上を図ります。 スケジュール（予定） ・応募期間：6月～7月 ・1次・2次審査：8月～10月 表彰式：12月下旬頃</p> <p>(2) いばらきデザインフェア2025-2026 いばらきデザインセレクションの選定品を広く広報・PRするための展示会等を開催します。</p> <p>(3) デザイン相談事業 ・デザインコーディネータによる商品企画開発等の助言や相談 ・出張デザイン相談</p> <p><b>【利用方法等】</b> 下記ホームページにより事業紹介及び募集等を実施します。 <a href="https://idesign-c.jp/">https://idesign-c.jp/</a></p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県デザインセンター（ひたちなかテクノセンター内） ひたちなか市新光町 38 TEL：029-264-2205</p> <p>茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援グループ TEL：029-301-3579</p>

## 伝統工芸品の指定を受けたい

事業名	伝統工芸品育成支援事業
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、 <b>観光・イベント支援</b> 、 <b>人材育成支援</b> 、労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <b>認定等</b> 、施設利用、 <b>機会提供</b> 、相談・助言、その他
事業要旨	「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、愛用促進、新規販路の開拓等を目的とした事業を実施しております。
事業概要	<p><b>【対象者】</b>          伝統工芸品製造業者（指定は、「工芸品」に対するもの）</p> <p><b>【支援の内容】</b></p> <p>（１）伝統工芸品の指定          郷土の風土や生活の営みの中で受け継がれてきた工芸品を、「茨城県伝統工芸品指定要領」に基づき、「茨城県伝統工芸品」として指定します。          （４１品目：２０２５年３月３１日現在）</p> <p>○指定要件          次の①～③の要件を備えるもので、かつ④又は⑤の要件を満たすことが必要。</p> <p>①主として、日常生活の用に供されるもの          ②製造工程の主要部分が手工業的であること          ③一定の期間（５年以上）、県内において製造されているもので、将来にわたり製造の継続が見込まれること          ④伝統的な技術又は技法に基づき、かつ伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること ※「伝統的」とは、本県が必ずしも発祥地である必要はないが、概ね１００年以上の歴史を持つことを意味する。          ⑤郷土の風土、くらし及び資源等を題材又は素材とし、優れた技術又は技法により製造され、品格をそなえたもの</p> <p>（２）伝統工芸品展の開催          伝統工芸品の制作実演、販売等を実施する「茨城県伝統工芸品展」を年１回程度開催。</p> <p>（３）伝統工芸品の広報事業          県庁舎２階県産品紹介コーナー・各種イベント等を活用したPR活動</p> <p><b>【利用方法等】</b>          上記「（１）伝統工芸品の指定」に記載したとおり、「茨城県伝統工芸品」としての指定を受ける必要があります。詳しくは下記にお問い合わせください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>          茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室          TEL：029-301-3585</p>

## 農業参入のための支援を受けたい

事業名	農業参入等支援センター事業										
対象分野	金融支援、 <b>経営支援</b> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、 <b>その他</b>										
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <b>相談・助言</b> 、その他										
事業要旨	県内外から農業参入を志向する企業に対して、農業参入に関する各種情報提供や関係機関との仲介等による参入支援を実施します。										
事業概要	<p><b>【対象者】</b> 本県において農業参入を志向している企業</p> <p><b>【支援の内容】</b> 農業参入を志向する企業に対して、農業参入相談による各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整、農地借入までの手続き支援のほか、営農開始後もニーズに応じた販路確保支援等を行います。</p> <p><b>【利用方法等】</b> まずは、下記の問い合わせ先まで、お気軽にご相談ください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 茨城県農林水産部農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844 E-mail：sannyu@pref.ibaraki.lg.jp</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>○農業参入までの流れ（農業参入等支援センターの支援メニュー）</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>農業参入 相談</b> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>候補農地 の選定</b> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>参入準備</b> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>農地借入ま での手続き</b> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>営農開始</b> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報提供 (参入にあたっての基本要件、栽培品目、補助事業等)</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報の提供</li> <li>・現地案内</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業活用の提案</li> <li>・人材確保支援</li> <li>・市町村・農業委員会等関係機関との調整</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者説明会の開催支援</li> <li>・中間管理事業の手続き支援</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入後のフォロー(販路確保支援等)</li> </ul> </td> </tr> </table> </div>	<b>農業参入 相談</b>	<b>候補農地 の選定</b>	<b>参入準備</b>	<b>農地借入ま での手続き</b>	<b>営農開始</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報提供 (参入にあたっての基本要件、栽培品目、補助事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報の提供</li> <li>・現地案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業活用の提案</li> <li>・人材確保支援</li> <li>・市町村・農業委員会等関係機関との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者説明会の開催支援</li> <li>・中間管理事業の手続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入後のフォロー(販路確保支援等)</li> </ul>
<b>農業参入 相談</b>	<b>候補農地 の選定</b>	<b>参入準備</b>	<b>農地借入ま での手続き</b>	<b>営農開始</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報提供 (参入にあたっての基本要件、栽培品目、補助事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報の提供</li> <li>・現地案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業活用の提案</li> <li>・人材確保支援</li> <li>・市町村・農業委員会等関係機関との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者説明会の開催支援</li> <li>・中間管理事業の手続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入後のフォロー(販路確保支援等)</li> </ul>							

